

令和8年5月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>①市が所有・管理する土地にある、特定の宗教的性格を有する設置物を調査し、撤去を含む是正措置を行ってほしい。</p> <p>②公有地上に設置されている地蔵像や附帯施設について、目的外使用許可は申請され、許可しているのか。どのような公益に基づき許可されているのか。適正な使用料を徴収しているのか。</p> <p>③町内会等が所有する地蔵像敷地等の税務上の取扱いについて、地方税法第348条第2項第3号における、宗教法人に限定された非課税規定を適用して、非課税としていないか。</p> <p>④市有地上に設置された祠等が老朽化等により倒壊し、第三者に損害を与えた場合、土地所有者として市が工作物責任を負うことを認識しているか。市は撤去命令等の行政指導を行う計画はあるか。</p>	<p>①について 調査はしませんが、市有地において政教分離の原則に反する設置物が確認できた場合は、是正措置を講じていきます。</p> <p>②について 行政財産の目的外使用許可申請については、当該財産の用途または目的を妨げないときは、使用目的、内容、期間等を審査した上で、許可手続きを行うとともに、適正に使用料を徴収しています。引き続き適正な管理に努め、不適切な取扱いが確認された際には、個別事案ごとに法令に基づき是正措置を講じていきます。</p> <p>③について 町内会等が所有する土地・家屋等の資産については、町内会等がその地域の住民の福祉向上に資する目的のために使用していると認められる場合に、地方税法第367条および草津市税条例第71条の規定に基づき、各町内会等からの申請に基づき、固定資産税の減免の可否を決定しているところです。したがって、御指摘の地方税法第348条第2項第3号を根拠に非課税扱いとはしていません。また、実態調査は行っていませんが、不適切な取扱いが判明した場合は、個別事案ごとに法令に基づき対応していきます。</p> <p>④について 民法717条で定める土地の工作物等の占有者および所有者の責任については認識しています。また、不法占有が確認された場合には、適切に対応していきます。</p> <p style="text-align: right;">【総務部 総務課、税務課】</p>

令和8年5月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>水路や河川に付随する土地を不法に占有している工作物（地蔵尊や祠等）を撤去してほしい。</p> <p>通行の妨げとなっており、景観や公衆衛生上の問題も発生している。</p>	<p>御指摘の地蔵尊は法肩にあり、通路の有効幅員の減少や通行の妨げとなっている事実は確認できませんでした。また、景観および公衆衛生上の問題も生じていませんでした。</p> <p>なお、地蔵尊については、占用許可をとって設置されているものではなく、地域住民の生活の中で古くから設置されていると推測されるため、今後管理上問題が生じるような状況となった場合には、適切に対処していきます。</p> <p style="text-align: right;">【建設部 土木管理課】</p>
<p>市道に私有地の塀が数cm出ている場所があるので、是正してほしい。</p>	<p>現場確認をしましたので、必要な対応をしていきます。</p> <p style="text-align: right;">【建設部 土木管理課】</p>
<p>草津駅前の環境改善とまちの賑わい創出について。</p> <p>①ロータリー1階中央部分のタクシー待機場所を、送迎の自家用車の「一時待機エリア」として整備、開放し、周辺道路の渋滞緩和を図れないか。</p> <p>②送迎車両の動線を再設計し、歩行者の安全を確保して、スムーズな交通環境を整えてほしい。</p> <p>③駅前ステージについて、騒音や通行への配慮を前提としたうえで、路上ライブ等の文化活動を解禁してほしい。</p>	<p>①について</p> <p>ロータリーの中央部は、待機するタクシーによる混雑を解消するための待機場所としており、限定的な利用となることについて御理解をお願いします。</p> <p>なお、ロータリーの中央部の東側には、乗降者が車道を横断することなく、安全に草津駅東口歩行者専用デッキへ、エレベーターで移動できるよう、一般車両の通行レーンおよび乗降スペースも設けていますので、御活用ください。</p> <p>②について</p> <p>草津駅東口のロータリーは、当市の人口が現在の約1/4だった頃から整備面積が変わっておらず、人口および駅利用者の増加や、栗東方面への移動ニーズに対応できていません。</p> <p>そのため、自動車や自転車、歩行者の動線が交錯・輻輳し、交通渋滞が発生しており、公共交通の定時性が損なわれるとともに、事故発生リスクが高い状況にあると認識しています。</p> <p>この対応として、ロータリーの運用形態や規模を見直す必要がありますが、現在の土地利用や周辺建築物の状況では抜本的な改善は難しいため、今後、周辺の土地利用方針の見直しにあわせて、草津駅東口周辺エリアの交通実態や開発計画などの調査・整理を行い、交通課題の解決方法を検討していきたいと考えていますので、御理解をお願いします。</p>

令和8年5月 回答分

手紙の概要	回 答
	<p>③について</p> <p>駅前ステージを含めた駅前デッキの柔軟な運用については、令和7年3月策定の「草津駅周辺エリア未来ビジョン」において、駅前デッキ周辺のエリアコンセプトを「いつもの寄り道が出会い育む 高質な都市空間」と掲げ、市としても、交流や賑わいあるゆったりとした滞在空間を目指して、音楽をはじめとした飲食や物販を伴うイベントを社会実験的に実施するなど、柔軟な運用に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>一方で、駅デッキは歩行者専用通路であることから、歩行スペースや点字ブロック等の確保など、通行の安全を最優先する必要があることに加えて、イベント等の実施に当たっては、周辺住民の住環境にも十分配慮し、共存を図ることが求められます。</p> <p>このことから現在、駅デッキの利用については、草津市駅前広場管理条例に基づき、選挙演説や地域の活性化、献血等の公共性の高い活動に限定して許可している状況です。</p> <p>引き続き、社会実験等を通じて検証を重ね、登録制や時間制限も含め、周辺住民の皆様や周辺事業者の皆様とともに、歩行者や住環境と共存できる活用方法・ルールづくりを検討していきたいと考えていますので、お気軽に担当課窓口へ御意見をお寄せいただくなど、御協力をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【建設部 土木管理課】 【都市計画部 交通政策課】 【都市計画部 都市地域戦略課】</p>
<p>草津市公共施設等総合管理計画に基づき、市が特定の宗教法人から賃借している土地は、長期コスト比較による買い上げの検討や、利用率の低い土地等の返還や統廃合をしてはどうか。ロードマップを教えてください。</p>	<p>市における土地の取得、賃借については、寺社地に関わらず必要性に応じて、購入、賃借を適正に運用していますので、適正化に向けたロードマップの作成はしませんが、御提言いただいた内容は、参考にさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【都市計画部 公共建築課】 【総務部 総務課】</p>

令和8年5月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>草津市学校給食支援給付金給付事業について、小学校では給食を3日以上連続で喫食しない場合は、自動的に給食が停止される仕組みで、中学校でも同様と思っております、年度ごとの節目（入学・進級）の配布物にも記載がなかったため、給付金制度の存在を知らなかった。</p> <ul style="list-style-type: none">・中学校入学説明会での制度説明を義務化してほしい。・年度初めに全保護者へ一斉周知してほしい。・不登校状態の生徒の保護者に、担任やスクールカウンセラー等が個別に制度を案内してほしい。・遡及制度を創設してほしい。	<p>草津市学校給食支援給付金は、食物アレルギーや身体的理由、不登校等により長期間学校給食が喫食できず、弁当での対応や家庭で喫食を行っている生徒の保護者等に、給食費相当額を給付する制度で、令和6年度から中学校給食費の無償化に伴い開始しました。</p> <p>なお、昨年度までは、小学校給食については保護者から給食費をいただいていたことから、連続で喫食されなかった場合、自動的に返金する仕組みとしていましたが、一方で、中学校では、返金する仕組みではなく、給食費相当額の給付金制度となっています。</p> <p>一点目の中学校入学説明会での制度説明については、市の予算は市議会の承認が必要であり、1月から2月に開催の入学説明会の時期では、3月に開催される市議会の承認を得られていません。本制度が草津市独自の施策であることから、市議会で未承認のまま、保護者に次年度の御案内をすることは難しい状況であり、従前のおり市議会の承認を得られた3月下旬以降に、お知らせを発信していきたいと考えています。</p> <p>二点目の年度初めの全保護者への一斉周知については、本制度を多くの方に知っていただくために、広報くさつでお知らせしているほか、毎年、3月下旬に新2・3年生の保護者様へ sigfy 配信により、新1年生の保護者様には、システム上、年度当初に sigfy 配信ができないため、4月の入学式以降に資料配布により学校を通じてお知らせしています。なお、保護者様に情報により届きやすくなるよう、御提案のとおり学期の区切りごとにお知らせを発信していきます。</p> <p>三点目の不登校対応の場面での個別案内については、市の不登校支援ポータルサイトへの本給付金の情報掲載や、やまびこ教室への周知チラシの設置を行うとともに、必要に応じて、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）等が個別に案内し、当該給付金制度の情報が保護者に届くよう努めていきます。</p> <p>四点目の遡及制度の創設については、給付金の給付を希望される場合は、給食調理の関係から希望日の3日前までに給食停止申出書を提出いただき、給付申請書により手続きを進めることとしているため、遡及申請制度や特例措置などには対応できませんことから、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会事務局 第二学校給食センター】</p>

令和8年5月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>市有地（空き地）への無断駐車問題について、過去に改善を要望したが改善されていない。地震時一次集合場所の看板が掲示されているが、防災拠点としての機能が果たせるのか、有事の際の避難スペース確保に強い懸念を抱いている。</p>	<p>前回の回答以降、年数回程度、現場確認を行っていますが、車両の所有者と接触できていません。このような中、市としては、市所有地内での管理責任を果たす必要があるため、改善に向けた取組として町内会と調整の上、無断駐車を控えていただくよう付近のフェンスへ案内を掲示しました。また、当該土地は、近隣住民において草刈等を含む維持管理の御協力をいただいていることから、当該土地の状況を見ながら、必要な対応を町内会と検討していきますので、御理解をお願いします。</p> <p>なお、安全管理責任の所在については、発生した事案により異なるため現時点では判断できませんが、御指摘いただいた内容については長期間に渡って改善ができていないため、早期に解決につながるよう尽力していきますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【総務部 総務課】</p>
<p>無痛分娩の費用が19万円追加と高額である。出産方法の選択肢が増え、出生率があがるように、無痛分娩費用を援助してほしい。</p>	<p>近年、無痛分娩については、選択される妊婦の方々が増加傾向にある一方で、金銭的負担が大きい現状に加え、安全面や提供体制面についての課題も指摘されているところです。</p> <p>国においては、無痛分娩について、メリットやデメリットを含めた正しい知識の情報提供、無痛分娩の安全性の担保や保険適用など、提供体制構築に向けた議論や取組が現在行われており、本市としましては、まずは無痛分娩を希望する妊婦の方々が安全かつ安心して選択できるよう、国の動きを注視したうえで、助成金の創設も含めた支援の在り方について、慎重に検討を進めていきます。いただいた御意見も参考とさせていただき、今後も妊娠期から出産・子育てにわたり、安心して子育てができる環境整備に努めていきますので、御理解、御協力をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【こども若者部 子育て相談センター】</p>
<p>庁舎内の掲示物について、管理責任を示す公文書がないものは撤去等すべき。展示の規準を策定し公開してほしい。実態調査してほしい。</p>	<p>本市における庁舎内の物品の管理については、従来から関係法令に基づき、適正に実施しているところです。したがって、今回、申入れをいただいた各措置は、実施する必要はないものと考えます。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【総務部 総務課】</p>

令和8年5月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>小学校のランドセル置き場が狭い。今のランドセルのサイズに合った形に見直してほしい。</p>	<p>市内の各小中学校の教室後方にあるロッカーは、造り付けの家具であり、壁や床に固定されているため、形状や大きさの変更が簡単にはできない構造となっています。</p> <p>近年のランドセルの規格変更等により、子どもたちの荷物が入りづらいという状況を把握していることから、学校において大規模な改修を実施する際には、ロッカーの改修を合わせて行っているところです。</p> <p>全ての学校のロッカーの改修には時間を要しますが、子どもたちがより快適な学校生活を過ごせるよう、順次改修に取り組んでいきますので、御理解、御協力をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会事務局 教育総務課】</p>
<p>ごみ集積庫に特定宗教施設の神輿巡行などの行事告知ポスターが掲示されている。即時撤去してほしい。</p>	<p>ごみ集積庫における宗教的告知について、現場を確認しました。当該告知ポスターを含む町内会が設置するごみ集積庫の掲示物については、宗教そのものの教義を宣伝するものではなく、社会通念上、世俗的な行事として認められる場合は、公共的利益があると許容される余地があるものと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【環境経済部 資源循環推進課】 【まちづくり協働部 まちづくり協働課】</p>
<p>宿場まつりの時代行列が、沿道の市民を封建時代の領民や臣民に見立てる演出になっていないか、台本を見直してほしい。市民が主役である理念を全スタッフが共有してほしい。誰もが不快感を抱かない運営を徹底してほしい。</p>	<p>いただいた御意見は、実行委員会および関係団体にて、実現の可能性、まつりの全体的な調和、安全性、予算なども考慮しながら、慎重に検討を進めていきます。今後の演出に関する貴重な視点として真摯に受け止め、実行委員会等にて今後の企画・運営に活かしていきます。市民の皆様が誇りを持てる「市民のまつり」として、より良い形での開催を目指していきます。</p> <p style="text-align: right;">【環境経済部 商工観光労政課】</p>

令和8年5月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>9月に開催されるFEST. IN AZUMA 2026に、滋賀のアーティストを地元枠で出場させてあげてほしい。</p>	<p>FEST. IN AZUMAは、滋賀ふるさと観光大使の西川貴教さんが発起人となり、2009年から実施されている県内最大級の音楽フェスであり、FEST. IN AZUMA 2026実行委員会により企画運営されている民間のイベントです。</p> <p>そのため、アーティストの出演者調整などはすべて同実行委員会にて行われており、行政として出演者調整を行うことはできませんが、要望内容は同実行委員会にお伝えしますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【環境経済部 商工観光労政課】</p>
<p>「草津市人権擁護に関する条例」は、あらゆる差別の撤廃を責務としている。一方、皇室制度は、特定の門地を理由に、当事者の参政権や職業選択・婚姻の自由など基本的人権を永続的に制限している。皇室関連行事や皇族の接遇等に、市が公金や人的リソースを投入するのは、条例の理念と矛盾するのではないか。関連行事に公金を支出する際、条例との矛盾について検討を行った実績はあるのか。</p>	<p>本市の「草津市人権擁護に関する条例」は、日本国憲法と世界人権宣言を基本理念として、あらゆる差別をなくし、市民等の一人ひとりの参加により人権を擁護することを目的としており、門地による差別や人権制限を容認するものではありません。</p> <p>皇室制度に関しては国の専権事項であることから、本市の見解は差し控えさせていただきますが、皇室関連行事等へ公金や人的リソースを用いることについては、地方公共団体の公的事務として必要な負担であると認識しています。</p> <p>このような認識に基づき、皇室関連行事等への公金支出と同条例の理念とは矛盾するものではないと考えており、これまで、皇室関連行事等にかかる公金支出について、同条例との整合性を検討した会議等の実績はありません。</p> <p style="text-align: right;">【総合政策部 人権政策課】</p>